

三鷹市芸術文化センター会議室

新型コロナウイルス感染症対策個別ガイドライン

[令和2年7月1日施行／令和2年9月19日・令和3年1月10日・令和3年10月25日・令和4年3月22日・令和5年3月13日改定]

「新型コロナウイルス感染症対策基本ガイドライン」とともに、本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

1 使用人数

- (1) 第1会議室 16名以内（定員以内）
- (2) 第2会議室 16名以内（定員以内）
- (3) 第3会議室 18名以内（定員以内）

2 換気の実施

会議室は、できるだけ扉を開け、換気を行うようご協力をお願いします。

3 消毒の実施

会議室の使用後は、備付けの消毒剤とペーパータオルで、机、椅子、扉の把手、ホワイトボードマーカー等を消毒するようご協力をお願いします。

※ガイドラインを遵守しない場合は、施設使用をお断りすることがあります。

※ガイドラインは、社会状況に応じ、適宜、内容を変更することがあります。